

いじめ防止基本方針



成田市立中台中学校

成田市立中台中学校「いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

いじめの定義は、文部科学省の定義に準じ、以下の通りとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

本校生徒がこのような状態に陥ることのないよう、また、このような状態になってしまった場合には速やかに対応できるよう、本校では、以下の基本方針のもといじめ防止に向けて取り組むものとする。

2. 基本理念

(1) いじめの禁止

生徒は、「いじめ」を行ってはならない。

(2) 方針

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、子どもが健やかに成長していくことは、保護者のみならず社会全体の共通の願いである。

子どもは人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所を発見する。本校の学校教育目標を踏まえた学校テーマの1つでもある「仲間も自分も大切に作る」ことのできる温かい環境に身を置くことができれば、子どもは自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかしそれとは逆の状況に陥れば、そこにいじめが発生する可能性は高まり、そして、そうした状況はどの子どもにも起こり得る。いじめは、いじめを受けた生徒の心身に苦痛を与え、将来への希望を失わせるなど、健やかな成長の妨げとなる危険性を持つ。またそれは、加害者となる者、傍観者となる者にとっていずれも同様である。

こうした考え方の下で、学校は、教育委員会、家庭、地域その他の関係者と連携して、いじめの防止等に向けて以下の方針を基盤として、いじめ防止等に向けた対策を講ずるものとする。

1. 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」というメッセージを一貫して生徒に示し続け、全ての生徒がいじめを行わず、また放置することのないように、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他いじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
2. いじめは、全ての生徒に関係する問題、全ての生徒に起こり得る問題であるとの認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
3. 「いじめられている生徒の立場に立ち、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめの問題を克服すること。

3. いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称

中台中学校いじめ対策委員会

イ 役割

いじめ防止およびいじめを発見した場合の措置等の検討、実施、評価等について、その中核となる。

ウ 組織の構成（校長の指示の下、協議および対応する内容に応じて増減がある）

校長（委員長） 教頭（副委員長） 生徒指導主事（事務局） 学年主任（各学年チーフ）
養護教諭 学級担任 スクールカウンセラー 教育相談担当教員 情報担当教員 その他

エ 活動内容

- ①いじめの未然防止、早期発見のための取組
- ②相談体制の整備
- ③インターネットを通じて行われるいじめの対策
- ④いじめ防止等の啓発活動
- ⑤いじめの相談・報告・調査
- ⑥関係機関との連携
- ⑦被害者及び保護者への支援
- ⑧加害者及び保護者への指導、支援
- ⑨重大事態への対処

オ 開催回数および開催日

定例委員会を、年4回（4月、7月、11月、2月）実施する。また、通常は毎週1回（原則水曜日）開催する定例生徒指導部会にその機能を委譲し、校長の指示のもと必要に応じて臨時委員会を招集する。

カ その他

定例生徒指導部会の構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育担当を原則とする。

(2) いじめの未然防止

ア 未然防止に資する取組

- 各学年で、道徳の時間に、いじめ防止に資する題材を計画的に配置し、実施する。配置の時期および回数は、道徳教育推進教員を要として、各学年で定める。
- 各学年で実施する校外学習や、生徒会活動として計画・実施する各行事を充実させるとともに、地域主催の奉仕活動などの体験的活動に生徒が積極的に参加できる体制づくりに努める。
- 千葉県「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を積極的に活用する。
- 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開に努める。

イ いじめ防止等の啓発活動

- 生徒会組織を活用し、生徒の主体的な活動を通して、いじめ問題への理解を深めるとともに、いじめを見逃さず相談することの大切さやいじめ撲滅への意識を高める。

- インクルーシブ教育を推進するとともに、教育活動全体を通じた「共生」への生徒および保護者、地域の理解を深める。
- 学校ホームページ、学校だより、学年だより等を活用し、保護者や地域に対し、広くいじめ問題への啓発を進める。
- 保護者に対し、「いじめにあった場合の子どもの変化の特徴」や、いじめの心配がある際には速やかに学校に相談することなどを、学校ホームページや学校だより等を通じて周知する。

(3) いじめの早期発見

ア 定期的な調査と教育相談

- いじめ(インターネット等によるいじめも含む)の定期調査を年間3回(5月、10月、1月)実施する。調査用紙は生徒指導部が作成し、職員会議での検討を経て使用する。
- 定期教育相談は年間3回実施(5月、11月、2月)実施する。
 - ※1月の教育相談は、3年生は希望者のみ。全員にアンケートし、相談希望者等を抽出。調査用紙は生徒指導部(教育相談担当)が作成し、職員会議での検討を経て使用する。

イ 相談体制と相談窓口

- いじめに関する相談については、上記ア 以外にも、
 - 生徒の様子についての観察および情報交換に基づくチャンス相談
 - 保護者面談(1, 2学年)、三者面談(3学年)、保護者会、学校公開日など、保護者来校の機会に保護者が直接担任または生徒指導主事、教頭などに相談
 - 保護者や地域からの電話・アンケート等による情報提供・相談
 - 校外相談機関(24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310 など)の周知
 - スクールカウンセラーの活用
 - 保健室との情報共有
- など、その体制や窓口を整備、周知する。

ウ 教職員の資質向上

- 教職員に対して「成田市基本方針」「成田市いじめ問題対応マニュアル」の周知を徹底する。
- 教育相談に関する研修への教職員の積極的な参加を促進するとともに、定期的に研修の成果を共有できる機会を設ける。
- スクールカウンセラーと連携し、生徒理解を深めるための教職員の研修を実施する。
- 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長しかねないことを認識し、これらの防止のため定期的なモラルアップ委員会の開催と提言および研修を実施する。
- 部活動等における過度の競争意識や勝利至上主義が生徒のストレスを高める等により、いじめを誘発する危険性があることを認識し、適切な運営や指導に努める。

エ インターネットを通して行われるいじめ対策

- 情報モラル教室を開催し(年間1回、時期については担当が調整する)、インターネットの適切な活用の仕方や主にいじめにつながりかねない危険性についての理解を深める。
- 県から通知される「ネットパトロール」の結果および考察について職員に周知し、必要に応じて生徒・保護者にも情報提供する。生徒指導主事及び情報を担当する教諭に必要な資料などを作成する。

- 生徒指導や情報教育などの研修会に参加した職員による「研修報告」を定期的開催し、教職員の資質向上に努める。

4. いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制

- いじめの相談を受けた（情報を得た）職員は、一人もしくは特定の職員で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員（多くの場合学級担任、学年主任および生徒指導主事となる）に連絡する。いじめ対策委員は管理職に報告するとともに、指示に基づいて事実関係の把握を行う。
- いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開く。
- 事実関係の把握を行う際には、なるべく一人での聞き取りは避け、複数の職員で確認をすすめるように心がける。
- いじめが確認された場合、いじめ対策委員は速やかに経緯を含めて管理職に報告し、必要な指示・指導を受け対応する。

(2) 事実確認と報告

- 事実関係の確認は、当事者のみならず、広く関係する生徒・保護者などからの聞き取りを中心として迅速かつ客観的に行う。
- 確認された事実は学年生徒指導、学年主任、生徒指導主事、管理職へ報告し、その後の対応についての指示・指導を受ける。指示に基づき被害者およびその保護者に対し、原則として学級担任から報告する。加害者およびその保護者連絡においても同様である。

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

- いじめの事実が確認された場合、「いじめられている生徒の立場に立ち、最後まで徹底して守り抜く」姿勢で、いじめをやめさせる。また、その再発を防止するため、スクールカウンセラー等心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒またはその保護者に対する支援を組織的かつ継続的に行う。
- 上記支援にあたっては、被害者本人および保護者の不安な点の聴き取り、プライバシーの保護等、十分な連携と配慮の下実施する。

(4) いじめ加害者及び保護者への対応

- いじめの事実が確認された場合は同上の動きとなる。いじめを行った生徒には、その動機を丁寧に傾聴し、今後の再発防止の糸口を探す。また、その保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行う。
- 上記助言、指導にあたっては、被害生徒側の心身の苦痛や不安を取り除くこと、および被害者、加害者双方の人格の成長を主眼とするように留意する。また、継続指導の際には、どのような指導段階を経て解消を目指すかを双方の保護者に示し、保護者との協力の下で指導を進めるようにする。

(5) 傍観者への指導

- いじめの事実が確認された場合は同上の動きとなる。いじめを放置せず「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という認識を持たせるよう促す。

- 上記助言、指導にあたっては、当事者意識を持たせることを重視し、今後の生活で「いじめは絶対に許さない」という雰囲気を作っていけるように指導する。

(6) その他

- 必要に応じ、教育委員会やその他関係機関と連携し、当該生徒に対する別室への個別指導や懲戒などの措置を講ずる。
- 被害者側および加害者側への支援・助言などを行うにあたり、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者の間で争いが起きることのないよう留意し、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するとともに、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- いじめ行為の解消は、その行為がなくなったと判断される日が3ヵ月以上続くことが判断基準の一つとなる。ただし、その後もいじめ被害生徒、加害生徒への指導・観察は続けるものとする。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

いじめにより

- ①生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認められる場合
(いじめ法第28条第1項第1号)
- ②生徒の相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合
(同項第2号)

を、「重大事態」と判断し以下の方針のもと対処する。

(2) 発生の報告調査

ア 調査組織の招集

重大事態と思われる案件が発生した場合、その連絡体制は4.(1)を基本とするが、緊急時には臨機応変に対応する。校長は速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会と組織の設置について協議する。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

上記ア で設置した組織は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生を防止するため、市いじめ防止基本方針に準じ、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、調査結果を直ちに教育委員会に報告する。

ウ 保護者等への情報提供

市教育委員会または学校は、上記イ により明らかとなった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

学校は、上記(2)イ の調査結果をもとに、関係機関と連携し、必要な措置を行うものとする。

イ 再発防止

学校は、上記(2)イ の調査結果をもとに、関係機関と連携をとり、再発防止に向けた適切な対策を講ずるものとする。

6. 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

学校は、いじめ防止基本方針を、学校ホームページや学校だよりなどを通じて公表する。

(2) 学校評価等

学校は、いじめ防止基本方針およびいじめ問題に向けた取組について、保護者、生徒、所属職員等で評価する。評価の時期は年間2回（10月、2月）とする。評価にあたっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるよう留意する。

(3) 基本方針の見直し

市基本方針や、学校教育目標および上記（2）における評価、関係機関との連携・指導等に基づき、学校は、基本方針について毎年度始めに点検、見直しを行い常に改善に努める。変更があった場合は上記（1）に基づき公表する。

7. 具体的な事例における配慮

近年、内面の弱さを抱える生徒が多い。外的な刺激に対して過剰に反応する傾向が強く、小学校でのトラブルを中学校に持ち込む事例が頻発し、なかなか教室に入れない生徒が増加している。また、SNS上のトラブルが増加し、メディア・リテラシーが欠如している生徒も多い。これらの事例について本校では以下のように取り組み、未然防止に努め、万一発生した場合は速やかに解決にあたる。

(1) 校内適応教室利用を未然に防ぐための方策

- ①小学校からの申し送りを元に、全職員で生徒理解に努め、普段の学校生活の様子を注視していく。
- ②中学校でのリスタートを機に、授業規律やルール・マナー等の定着を図り、教室内に生徒の居場所を作るように働きかける。

(2) SNSトラブルが発生した場合

- ①速やかに対処し、被害生徒・保護者のケアに努め、最善の解決法を見つけ、情報モラル教育を推進することで再発防止に努める。
- ②加害生徒とその保護者に対し、家庭内でもインターネット利用の決まりごとについて指導するように促す。また、被害生徒に対し、心から謝罪できるよう指導する。
- ③再発を防ぐため、改めてインターネットの怖さを認識させ、情報機器を正しく使用するために情報モラル教育に力を入れる。

平成26年2月28日策定
令和5年3月24日改訂